

# 労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告(林業) 記入例

- ◎この一括有期事業総括表・算定基礎賃金等の報告と、別紙一括有期事業報告書(様式第7号 乙)は合わせて提出してください。
- ◎一括有期事業報告書は、立木の伐採の事業で一括有期事業として保険関係が成立している場合に前年度中に終了した事業を事業の種類ごとに作成してください。  
[下請工事は報告の必要はありません。]

**1. 請負金額**  
記入の必要はありません。

**2. 賃金総額**  
令和7年4月1日から令和8年3月31日までに使用した労働者全員(臨時・日雇・パート・アルバイトを含みます)に支払った賃金を合計して記入してください。  
なお、賃金には賞与・通勤手当等各種手当を含みます。  
ただし、立木の伐採の事業(木材伐出業)の場合は一括有期事業報告書にて算出された賃金総額を転記してください。

**保険料等**  
賃金総額に労災保険率を乗じた額を記入してください。(円未満は切捨て)

組機様式第8号 1/2 頁

住所 〒 500-8384  
岐阜市葦田南4-5-6

事業場名 葦田林業株式会社  
事業主名 鈴木 次郎 殿

事業場TEL: 058-276-0204

労働保険等 一括有期事業総括表  
算定基礎賃金等の報告

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号		枝番
2	1	1	0	1	930994001

事務組合名 岐阜労働保険事務組合

(TEL: 058-276-4281)

**3. 一括有期事業報告書**  
一括有期事業については、報告書の枚数を記入してください。

**4. 常時使用労働者数**  
7年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。  
(算式)  
7年度中の延使用労働者数  
7年度中の所定労働日数

業種番号	事業の種類	開始時期	1. 請負金額		労務費率	2. 賃金総額		労災保険率等	引当料率	3. 一括有期事業報告書		4. 常時使用労働者数	5. 事業の概要	6. 新年度賃金見込額	7. 延納の申請	
			円	円		円	円			枚	枚					
02	林業	木材伐出業	①										2	0201 伐木、造林、集材若しくは運材の事業又はこれらに付随する事業	60	
			②													
			③													
			④													
03	その他の林業		①											60		
			②													
			③													
			④													
計						4,320								224,640		
特別加入者			2	人分	02	3,102	52							161,304		
保険料計														385,944		
一般拠出金						4,320	0.02							86		

**5. 事業の概要**  
主たる事業の内容を記入してください。

**業種**  
5. 事業の概要を参照の上、事務組合で業種に変更がないか確認します。

**6. 新年度賃金見込額**  
8年度の賃金見込額が前年度の50/100以上200/100以下の場合、1. 前年度と同額を○で囲んでください。上記以外の場合には、2. 前年度と変わるを○で囲み、見込額を記入してください。  
委託解除する場合は、3. 委託解除年月日を○で囲み、委託解除年月日を記入してください。  
委託解除する場合で、既に拠出金を納付しているときは、4. 委託解除拠出金納付済を○で囲み、委託解除年月日を記入してください。

**7. 延納の申請**  
一括納付をするときは1. 一括納付を、延納(分割納付)の申請を希望するときは2. 分納(3回)を○で囲んでください。

No	特別加入者の氏名	承認された基礎日額	適用月数	希望する基礎日額	No	特別加入者の氏名	承認された基礎日額	適用月数	希望する基礎日額	No	特別加入者の氏名	承認された基礎日額	適用月数	希望する基礎日額
01	鈴木 次郎	5,000	12	7,000										
02	鈴木 優子	3,500	12	3,500										

別途一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を上記のとおり総括して報告します。

令和 8 年 4 月 24 日 事業主氏名 葦田林業株式会社 代表取締役 鈴木次郎

岐阜 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

作成者氏名 鈴木 優子

**一般拠出金**  
賃金総額の計に一般拠出金率を乗じた額を記入してください。(円未満は切捨て)

**特別加入者の保険料算定**  
※確定12カ月の場合  
5,000 × 365 = 1,825,000  
3,500 × 365 = 1,277,500  
1,825,000 + 1,277,500 = 3,102,500  
千円未満切捨て 3,102  
主たる業種の労災保険率 52/1000  
3,102 × 52 = 161,304 (円未満切捨て)

**特別加入者欄**  
No、特別加入者の氏名、承認された基礎日額、適用月数 確定 欄に7年度第1種特別加入者の登録内容が印書されるので、登録漏れ・誤りがないか確認してください。  
7年度より引き続き加入を希望する者は適用月数 概算、希望する基礎日額を、8年度新規加入希望者はNo、氏名、適用月数 概算、希望する基礎日額をそれぞれ記入してください。

※平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い  
\*1. 開始時期①C 平成24年4月1日～平成27年3月31日について  
【事業の開始時期ごとの消費税額の取扱いについて】  
事業の開始時期により、取扱いが以下のように異なりますのでご注意ください。

事業の開始時期	請負金額	消費税率等に係る暫定措置
① 工事開始日が平成25年9月30日以前のもの	消費税を含む	適用されない
② 工事開始日が平成25年10月1日～平成27年3月31日までのもの	消費税を含む	適用される (請負金額に108分の105を乗じる)